

株 主 各 位

証券コード6077
平成30年3月1日

大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号
アクア堂島東館

株式会社N・フィールド

代表取締役社長 又吉 弘章

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会日直前の営業時間の終了時までには到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成30年3月23日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階 孔雀西の間 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第15期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 監査等委員以外の取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | | 退任する監査等委員以外の取締役に対する特別功労金贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nfield.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した計算書類は、本招集ご通知及び添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。

◎紙資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nfield.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

平成29年1月1日から

平成29年12月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績を中心に改善傾向が継続しており、この企業業績の好調が雇用・所得環境の改善を促し、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、海外経済では米国の政策の方向性、新興国や資源国等の景気下振れリスクによる国内経済への影響も懸念されるため、予断を許さない状況にあります。

わが国の医療環境につきましては、社会保障費の低減等を主な目的として、施設から在宅へのシフトを推進し、診療報酬改定による誘導や医療と介護の連携、地域単位でのケア等が進められると予測されます。

こうしたなか、当社の主要事業である精神科訪問看護事業を取り巻く環境につきましては、引き続き精神障害者の医療の確保や退院促進に関する改革が進められており、在宅医療へのシフトはより鮮明になっております。

このような環境のなか、当社は拠点数拡大及び営業所の精査を行っており、当事業年度において事業所16拠点、営業所(出張所を含む)11拠点の新規開設、加えて12営業所の事業所への形態変更及び9営業所の統合を実施し、当事業年度末の拠点数は145事業所、32営業所(出張所を含む)の計177拠点、47都道府県において運営を行ってまいりました。また、引き続き積極的な採用活動による看護師確保、教育プログラムの充実、マネジメント層への研修に注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は8,024,732千円(前事業年度比1,934,742千円増)、営業利益563,956千円(前事業年度比77,093千円増)、経常利益561,188千円(前事業年度比72,294千円増)、当期純利益315,608千円(前事業年度比64,891千円増)となりました。

【居宅事業部門】

当事業年度における居宅事業部門の売上高の合計は8,024,732千円（前事業年度6,089,989千円）となり、1,934,742千円増加（前事業年度比31.8%増）しました。

内訳として、訪問看護の売上高は、事業所及び営業所の新規開設、また、既存の事業所及び営業所における人員増等により訪問実績が上がった結果、7,536,443千円で前事業年度比1,852,215千円の増収となりました。

賃貸事業（住宅支援）の売上高は、仲介業務が堅調に推移したことにより、488,288千円で前事業年度比82,527千円の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備投資に該当する事項はございませんでした。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はございませんでした。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第12期 自平成26年1月1日 至平成26年12月31日	第13期 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日	第14期 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日	第15期 (当事業年度) 自平成29年1月1日 至平成29年12月31日
売 上 高	3,023,800	4,351,594	6,089,989	8,024,732
経 常 利 益	443,855	486,543	488,893	561,188
当 期 純 利 益	231,326	264,329	250,717	315,608
1株当たり当期純利益(円)	17.86	20.06	19.26	24.29
総 資 産	2,200,017	2,484,018	2,778,782	2,976,754
純 資 産	1,445,563	1,709,892	1,697,989	1,954,161

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当社は平成26年5月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益は当該株式分割が第12期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
3. 当社は平成26年10月24日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益は当該株式分割が第12期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んでまいります。

a. 人材の確保と社員育成

当社の利用者数の継続的な伸びに加え、確実な事業所及び営業所の開設を実施し事業を拡大しているなか、看護師の適時適切な採用及び配置が課題となっております。また、当該サービスのクオリティ（看護の質）に対する要求も高まってきているところから、優秀な人材の確保及び人材の育成も重要な課題であると認識しております。

訪問看護業務が初めての看護師や精神科が初めての看護師に対して、訪問看護の経験が長い社員によるOJT（職場内実地研修）の実施及び定期的な管理職へのマネジメント研修を行うなど教育プログラムの充実を図っており、当社事業への理解を含め、更なる個々人のスキルアップを目的とした施策を積極的に行っております。安定した看護師の確保及びクオリティの高いサービス提供を行うことにより、今後更に利用者に安心・信頼が得られる訪問看護が提供できる環境を培ってまいります。

b. 内部管理体制の強化

当社は、今後更に開設が必要と考えられる地域において、事業所及び営業所を開設し、安定的に事業を拡大していくために、社員1人1人の意識向上を図り内部管理体制を更に強化していくことが不可欠であると考えております。そのために、内部統制システムの構築を推し進め、ガバナンスを強化するとともに情報セキュリティ、労務管理をはじめとしたコンプライアンス体制の構築に取り組んでおります。

c. 事業展開に伴う課題

居宅事業部門につきましては、当社ブランド「訪問看護ステーション デューン」を展開する訪問看護事業を中心事業としており、加えて、退院支援として住居確保をサポートする住宅支援事業を行っております。また、「人権擁護」「社会復帰」を推進することを資格とする精神保健福祉士を構成メンバーとして、退院前から関わり、地域生活への移行をスムーズにする地域医療連携部を設けており、この3つが相互に連携し、利用者のための最適な訪問看護サービスを提供することを第一義として、事業所及び営業所の展開及び運営を行っております。

近年、社会の医療ニーズの高まりから訪問看護事業は制度の普及が図られ、業界全体として全国の事業所数は急速に増加しております。その中で当社のように精神疾患に特化した対応を行う事業所は、医療業界でも必要であると認識されつつも、まだまだ認知度が低い状況である点が課題となっております。弊社としましては、引き続き医療機関及び行政機関と連携を図りながら、地道な取り組みにより当社事業内容の理解と浸透を図ってまいります。

今後更に当社の事業所及び営業所を順次展開し、各地域に密着した運営を行うことにより、訪問看護在宅医療の認識の向上にも資することができ、更には当社事業の拡大にもつながるものと考えております。

(6) 主要な事業内容

事業	主要な内容
居宅事業部門	(訪問看護) 訪問看護ステーションの運営
	(住宅支援) 不動産賃貸物件紹介 転貸借 (サブリース) 物件管理

(7) 主要な営業所

①本社 大阪市北区堂島浜一丁目4-4
アクア堂島東館4階

②支店 北海道支店 札幌市白石区菊水八条二丁目2-13
東京支店 新宿区西新宿二丁目6-1 新宿住友ビル38階
大阪支店 大阪市城東区天王田10-30
福岡支店 福岡市中央区天神二丁目14-8 福岡天神センタービル10階

③訪問看護ステーション 都道府県別事業所数 (() 内は営業所 (出張所) 数)

北海道	3	静岡県	1	長野県	1	岡山県	5	大分県	3
青森県	1	埼玉県	11	岐阜県	1	鳥取県	1	佐賀県	2
福島県	1	栃木県	2	愛知県	5 (1)	島根県	1	長崎県	1
岩手県	2	山梨県	1	三重県	1	広島県	4	熊本県	4
秋田県	1	群馬県	1	大阪府	31 (9)	山口県	2	宮崎県	3
山形県	1	神奈川県	4	兵庫県	4	徳島県	1	鹿児島県	2
宮城県	3 (1)	新潟県	1	和歌山県	1	香川県	1	沖縄県	1
東京都	37 (20)	石川県	1	奈良県	3	高知県	1		
千葉県	7 (1)	富山県	1	京都府	4	愛媛県	1		
茨城県	1	福井県	1	滋賀県	1	福岡県	11	合計	177 (32)

④住宅支援

大阪府	住宅支援部 大阪営業所	岡山県	住宅支援部 岡山営業所
北海道	住宅支援部 札幌営業所	福岡県	住宅支援部 福岡営業所
宮城県	住宅支援部 仙台営業所	沖縄県	住宅支援部 沖縄営業所
東京都	住宅支援部 東京営業所		

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,103名	201名増

- (注) 1. 当事業年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数にはパート等62名を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,210,000株
- (3) 株主数 9,991名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,234,936株	9.50%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,079,700株	8.31%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST,BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	900,000株	6.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	613,300株	4.72%
株式会社K・カンパニー	500,000株	3.85%
野口 和輝	494,000株	3.80%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	398,500株	3.07%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	343,500株	2.64%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	290,400株	2.23%
THE BANK OF NEW YORK 133522	284,100株	2.19%

（注）持株比率は、自己株式（212,300株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第3回新株予約権
新株予約権の数	7個
保有人数 監査等委員以外の取締役 監査等委員である取締役	1名 0名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 7,000株
新株予約権の発行価額	1個につき6,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	13,700円
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員の地位にあることを要する。</p> <p>②本新株予約権者は、下記 (a) 及び (b) に掲げる各条件を充たした場合に、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(a) 平成26年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%</p> <p>(b) 平成27年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80%</p> <p>③本新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。</p> <p>④本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p>

(注) 平成26年4月3日開催の取締役会決議により平成26年5月1日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、平成26年9月25日開催の取締役会決議により平成26年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に記載の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の内容の概要該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	又 吉 弘 章	
専 務 取 締 役	久 保 明	管理本部長
常 務 取 締 役	吉 田 秀 樹	居宅事業本部西日本統括責任者兼福岡支店長
取 締 役	高 木 三 愛	相談役
取締役（監査等委員）	平 田 精 作	
取締役（監査等委員）	前 野 博	前野博税理士事務所 税理士
取締役（監査等委員）	大 野 芳 弘	司法書士大野芳弘事務所 司法書士

- (注) 1. 取締役平田精作氏、前野博氏及び大野芳弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、平田精作氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役前野博氏及び大野芳弘氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員前野博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

①就任

平成29年7月31日開催の取締役会において高木三愛氏を代表取締役から取締役相談役、又吉弘章氏を取締役から代表取締役とする地位の異動が決定されました。

②退任

平成29年3月24日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、檜垣慎司、安松大輔、牧美由里、植田知恵子、向井博之、宮崎和彦、市川伸二、古賀直久、鈴木智英子の各氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定義に基づき、その期待される役割を十分に発揮できるよう、全ての監査等委員である取締役と責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(監査等委員である取締役との責任限定契約)

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (監査等委員を除く)	13名	233,140千円
取 締 役 (監査等委員)	3名	13,200千円
合 計	16名	242,876千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成28年3月25日開催の第13期定時株主総会の決議による役員報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役（監査等委員であるものを除きます。）年額500,000千円、監査等委員である取締役年額30,000千円であります。
3. 上記人数には、平成29年3月24日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した9名が含まれております。
4. 上記報酬等の総額のうち、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の報酬の合計額は13,200千円であります。
5. 上記報酬等の総額のうち、取締役4名の譲渡制限付株式報酬の合計額は12,790千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する他の法人等	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	前 野 博	前野博税理士事務所	所長
取締役 (監査等委員)	大 野 芳 弘	司法書士大野芳弘事務所	所長

- (注) 1. 前野博税理士事務所との間に取引はありません。
2. 司法書士大野芳弘事務所との間に取引はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	平 田 精 作	監査等委員である取締役である平田精作氏は、社外取締役であり、当該事業年度開催の取締役会には20回中20回、監査等委員会には20回中20回出席し、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べた上で、議決権を行使しております。
取締役 (監査等委員)	前 野 博	監査等委員である取締役である前野博氏は、社外取締役であり、当該事業年度開催の取締役会には20回中20回、監査等委員会には20回中19回出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使しております。(税理士資格保有)
取締役 (監査等委員)	大 野 芳 弘	監査等委員である取締役である大野芳弘氏は、社外取締役であり、当該事業年度開催の取締役会には20回中20回、監査等委員会には20回中20回出席し、法務に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使しております。(司法書士資格保有)

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会が有限責任監査法人トーマツの報酬等について同意した理由は、過年度の監査計画の内容および報酬額の推移並びに会計監査人の職務の遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 当社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ①取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築する。
- ②コンプライアンス体制を推進するために、使用人の中から1名「法令遵守責任者（コンプライアンスリーダー）」を、各部、各事業所から1名以上の「コンプライアンス担当者」を選任する。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会へ報告される体制を構築する。
- ③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- ④コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築する。
- ⑤反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底する。
- ⑥他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の法令・定款・社内規程の遵守状況の監査・内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令・定款及び「社内情報管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存及び管理を行う。

また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した場合は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築する。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、経営会議（部長以上の管理職及び役員）を開催し、各事業所の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行う。取締役はこの報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行う。
- ②月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ③企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図る。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努める。
- ④日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築する。

(5) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該使用人の配置を協議のうえ決定するものとする。また、各監査等委員が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る使用人に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得たうえで決定する。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。

(7) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ①各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。
- ②監査等委員会は代表取締役と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有する。
- ③監査等委員会は内部監査室と監査法人と情報を共有するとともに、必要に応じて社内情報の把握に努める。
- ④監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定める。

(8) 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

内部通報制度において、通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手續きに係る方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行う。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員会による監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。

また、監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

また、監査等委員である取締役は、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。内部監査室も独立した観点から定期的の実査を中心として内部監査を実施しており、日々の業務が行われている中で、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,450,400	流動負債	960,070
現金及び預金	766,577	リース債務	3,215
売掛金	1,530,851	未払金	521,266
貯蔵品	1,706	未払費用	3,605
前払費用	116,070	未払法人税等	173,398
繰延税金資産	20,778	前受金	9,800
その他の金	15,827	預り金	207,433
貸倒引当金	△1,411	賞与引当金	22,879
		その他の	18,471
固定資産	526,353		
有形固定資産	108,017	固定負債	62,521
建物	74,219	リース債務	939
工具、器具及び備品	19,297	退職給付引当金	61,582
土地	10,868		
リース資産	3,632	負債合計	1,022,592
無形固定資産	162,448	(純資産の部)	
商標権	1,987	株主資本	1,953,844
ソフトウェア	73,143	資本金	731,950
ソフトウェア仮勘定	87,317	資本剰余金	722,796
投資その他の資産	255,888	資本準備金	701,950
従業員に対する長期貸付金	3,857	その他資本剰余金	20,846
長期前払費用	44,191	利益剰余金	714,296
差入保証金	175,051	利益準備金	200
繰延税金資産	26,550	その他利益剰余金	714,096
その他の	6,236	繰越利益剰余金	714,096
		自己株式	△215,198
		新株予約権	316
資産合計	2,976,754	純資産合計	1,954,161
		負債・純資産合計	2,976,754

損益計算書

(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,024,732
売上原価		6,166,187
売上総利益		1,858,545
販売費及び一般管理費		1,294,588
営業利益		563,956
営業外収益		
受取利息	406	
受取保険金	1,305	
受取手数料	1,041	
助成金収入	1,940	4,693
営業外費用		
支払利息	934	
自己株式取得費用	899	
雑損	5,627	7,461
経常利益		561,188
特別利益		
固定資産売却益	60,141	
その他の	19	60,160
特別損失		
固定資産売却損	41,673	
固定資産除却損	2,542	44,216
税引前当期純利益		577,133
法人税、住民税及び事業税	280,627	
法人税等調整額	△19,103	261,524
当期純利益		315,608

株主資本等変動計算書

(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
平成29年1月1日残高	731,950	701,950	—	701,950	200
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			20,846	20,846	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	20,846	20,846	—
平成29年12月31日残高	731,950	701,950	20,846	722,796	200

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
平成29年1月1日残高	463,455	463,655	△199,949	1,697,606	382	1,697,989
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△64,968	△64,968		△64,968		△64,968
当期純利益	315,608	315,608		315,608		315,608
自己株式の取得			△99,927	△99,927		△99,927
自己株式の処分			84,679	105,526		105,526
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—	△66	△66
事業年度中の変動額合計	250,640	250,640	△15,248	256,238	△66	256,172
平成29年12月31日残高	714,096	714,296	△215,198	1,953,844	316	1,954,161

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

株式会社N・フィールド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 信之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N・フィールドの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して審議を行い、全監査等委員同意の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月15日

株式会社N・フィールド 監査等委員会

常勤監査等委員 平田 精作 ㊟

監査等委員 前野 博 ㊟

監査等委員 大野 芳弘 ㊟

(注) 監査等委員3名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の配当につきましては、企業体質の強化に必要な内部留保の確保に努め、安定的な配当の継続を重視するとともに、今後の事業環境を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式1株につき5円 総額 64,988,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月26日

第2号議案 監査等委員以外の取締役3名選任の件

監査等委員以外の取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員以外の取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	またよし ひろあき 又吉 弘章 (昭和46年11月4日生)	平成9年4月 独立行政法人国立病院機構やまと精神医療 センター入職 平成23年4月 同機構 紫香楽病院入職 平成24年2月 当社入社 平成25年3月 居宅事業本部関西エリア部長 平成25年9月 執行役員就任 平成25年9月 執行役員居宅事業本部本部長補佐 平成26年3月 取締役就任 平成26年3月 取締役居宅事業本部関西・中部・中国エリ ア担当 平成27年3月 取締役退任 平成27年3月 執行役員就任 平成27年3月 執行役員居宅事業本部 平成28年3月 取締役就任 平成28年3月 取締役居宅事業本部福岡支店長 平成28年5月 常務取締役居宅事業本部福岡支店長就任 平成28年7月 常務取締役居宅事業本部長 平成29年3月 取締役副社長居宅事業本部長兼東日本統括 責任者 平成29年7月 代表取締役社長就任（現任）	13,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	くぼ あきら 久保 明 (昭和44年 5月10日生)	平成16年11月 株式会社 J C L バイオアッセイ入社 平成20年 6月 同社 取締役就任 平成25年 6月 同社 取締役退任 平成25年 6月 当社入社 管理本部総務部長 平成25年12月 経営企画室長 平成26年 3月 執行役員就任 平成26年 3月 執行役員経営企画室長 平成27年 3月 取締役就任 平成27年 3月 取締役経営企画室長兼レセプト管理部長 平成28年 3月 常務取締役経営企画室長就任 平成28年 7月 常務取締役管理本部長 平成29年 3月 専務取締役管理本部長就任 (現任)	20,000株
3	よしだ ひでき 吉田 秀樹 (昭和55年 1月29日生)	平成20年 9月 独立行政法人国立病院機構菊池病院入職 平成26年 3月 当社入社 平成26年12月 居宅事業本部関東東エリア部長 平成27年12月 執行役員就任 平成27年12月 執行役員居宅事業本部九州Ⅲエリア部長 平成28年 3月 取締役就任 平成28年 3月 取締役居宅事業本部九州Ⅱエリア担当 平成28年 7月 取締役居宅事業本部福岡支店長 平成29年 3月 常務取締役居宅事業本部西日本統括責任者 兼福岡支店長就任 (現任)	7,000株

- (注) 1. 当社と各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社の監査等委員会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まえの ひろし 前野 博 (昭和27年6月25日生)	昭和50年4月 大阪国税局入庁 平成11年7月 前野博税理士事務所開設（現任） 平成22年2月 当社社外監査役就任 平成28年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
2	たなか こういち 田中 浩一 (昭和29年12月22日生)	昭和54年4月 一吉証券株式会社入社 平成23年4月 同社執行役員 紀州アドバイザー本部長 平成25年12月 当社 入社 管理本部総務部長 平成27年1月 有限会社 糸山介護センター入社 管理部長（現任）	0株
3	なかじま やすし 中島 泰 (昭和21年11月14日生)	昭和50年4月 大阪法務局入庁 平成15年4月 奈良地方方法務局長 平成21年4月 大阪家庭裁判所家事調停委員	0株
4	みよし よしやす 三好 吉安 (昭和46年11月5日生)	平成8年3月 東京地方裁判所事務官 平成10年4月 横浜地方裁判所書記官 平成14年10月 弁護士登録	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 前野博氏、中島泰氏及び三好吉安氏は、社外取締役候補者であります。
3. 前野博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外監査役)として届け出ております。中島泰氏及び三好吉安氏は、選任をご承認いただいた場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 前野博氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として培われた財務及び会計に関する専門知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 中島泰氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、法務行政に長きにわたり携わり、法務に関する専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。中島泰氏は、平成29年4月に瑞宝小綬章を受章しております。

(3) 三好吉安氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 前野博氏は当社の監査等委員である取締役にな就任してから2年であります。

6. 当社は、前野博氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。田中浩一氏、中島泰氏及び三好吉安氏は、監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

第4号議案 退任する監査等委員以外の取締役に対する特別功労金贈呈の件

取締役 高木 三愛氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます。

高木氏は、当社創業者から株式上場を果たすために招聘され、不動産事業の整理をした後、管理本部を一から築き上げてこられました。株式上場後は、多店舗展開による47都道府県での事業運営という目標も達成する等、当社のこれまでの成長過程で多大なる貢献をされてきました。

このような在任中の多大な貢献に報いるため、50百万円を上限に特別功労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、具体的な贈呈金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

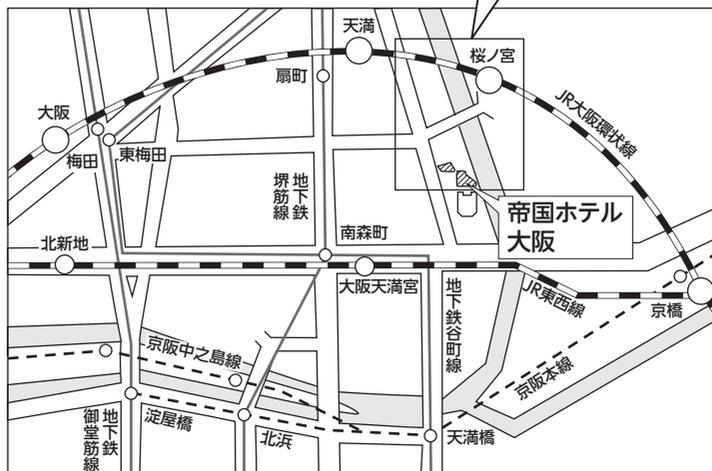
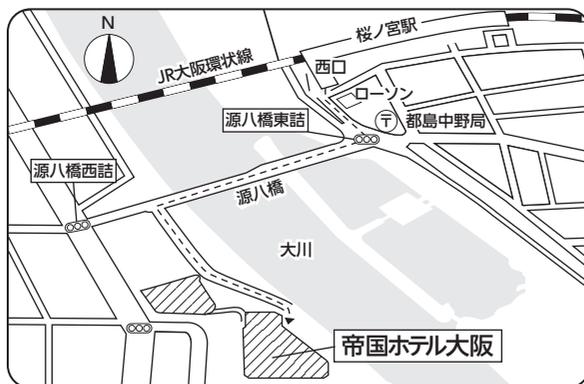
氏名	略歴
な か き み つ や す 高木 三愛	平成22年3月 当社入社 常務取締役就任 平成24年12月 代表取締役専務管理本部長就任 平成28年3月 代表取締役社長就任 平成29年7月 取締役相談役就任

以 上

株主総会会場ご案内図

帝国ホテル大阪 3階 孔雀西の間

大阪市北区天満橋1丁目8番50号 TEL 大阪 (06)6881-1111



- 〔交通〕 ○JR大阪環状線「桜ノ宮駅」西口出口から 徒歩約5分
○JR東西線「大阪天満宮駅」1番出口から 徒歩約10分
○地下鉄堺筋線・谷町線「南森町駅」3番出口から 徒歩約12分
○地下鉄堺筋線「扇町駅」4番出口から 徒歩約10分

《お願い》勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。